

障害保健福祉に関する令和6年度補正予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

【令和6年度補正予算案：874億円（デジタル庁一括計上予算を含む）】

【主な施策】

（1）障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策の実施 **284億円**

処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援を行う。

生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化への支援、処遇改善加算の取得促進や人材確保対策等の事務体制のサポート支援を行う。

また、就労系サービスについては、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面があり、障害者就労施設（就労継続支援A型等）の生産活動の経営改善等の支援として、就労系サービスの経営改善に向けたノウハウの習得や、ICT機器等の導入による作業の効率化、専門家による助言等支援を行う。

（2）障害福祉等分野における食材料費・光熱水費高騰への支援 **重点支援地方交付金の内数**

物価高騰により苦しむ障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。）への、重点支援地方交付金の活用を促進する。就労系サービスについては、障害福祉サービス施設等に対する物価高騰対策支援の活用と併せて、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援についても、活用を促進する。

（3）障害保健福祉施策に関するDXの推進 **74億円**

障害福祉関係データベースの情報の第三者提供に向けたデータ項目の加工処理の追加等の機能改修や、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向けた実態調査や要件定義等を行う。

（4）社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 **132億円**

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく障害者支援施設等に対する耐震化整備等の支援、国連・障害者の十年記念施設の中央監視盤等の設備の更新、災害により被害を受けた障害者支援施設等の災害復旧への支援等を行う。

また、令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。

（5）就労選択支援員養成研修等の実施 **70百万円**

国が実施主体となって就労支援員養成研修を実施するとともに、順次、就労選択支援の対象となる就労継続支援A型の新規利用者等について、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

目次

【主な施策】

(1) 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策の実施	3
＜内訳＞	
①障害福祉人材確保・職場環境改善等事業	4
②障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業	5
③障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業	6
④障害福祉サービス事業所等サポート事業	7
⑤就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業	8
⑥障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業	9
⑦障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業	10
(3) 障害保健福祉施策に関するDXの推進	
○障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（国保中央会分）	12
○障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）	13
○障害福祉関係データベース構築に関する事業費	14
○障害者福祉システムの標準化に向けた標準仕様書改訂事業	15
○事業者・自治体間の障害福祉関係手続の共通化に向けた要件定義等委託事業	16
○国立障害者リハビリテーションセンターのICT環境整備	17
○公費負担医療制度関係手続電子化関係経費	18
○精神保健指定医資格審査システム改修業務一式	19
○自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請手続きのオンライン化に係る調査研究事業	20
○災害時情報共有システムの改修等	21
(4) 社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等	
○国立障害者リハビリテーションセンターの支援体制整備	23
○国立障害者リハビリテーションセンター防災、減災対策事業	24
○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園防災・減災対策事業	25
○心身障害児総合医療療育センター厨房床改修等工事	26

○全国障害者総合福祉センター体育館照明LED化工事	27
○国連・障害者の十年記念施設の中央監視盤等の機器更新等	28
○被災地心のケア事業	29
○心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費	30
○障害者支援施設等の国土強靱化	31
○障害者の社会参加及び地域移行を推進するための受け皿等の整備	32
○障害者支援施設等の災害復旧（施設整備）事業	33
○障害者支援施設等の災害復旧（設備整備）事業	34
○被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置	35

(5) 就労選択支援員養成研修等の実施

○就労選択支援員養成研修	37
○就労選択支援に係る試行的調査及び事業実施に向けたモデル事業	37

【その他施策】

○教育と福祉の連携を推進する要因調査と連携促進ツールの検討事業	39
○最先端の支援機器を活用した重度障害者の自立と社会参加の促進 【大阪・関西万博関係】	40
○障害者自立支援機器等開発促進事業	41
○依存症に関する調査研究事業	42
○特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業	43
○障害福祉サービス事業所等における環境改善支援事業	44
○相談支援専門員、サービス管理責任者養成研修事業（国、自治体）	45
○強度行動障害者支援のための中核的人材養成研修事業	46
○農福連携プラス推進モデル事業	47
○結婚、出産、子育てを含めた障害者の希望する生活の実現に向けた 周知広報事業	48

【主な施策】

- (1) 障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策の実施

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。これらは働きやすさの改善のための事業者における基盤整備とともに、具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化等を通じた職場環境改善が必要。さらに、障害福祉サービスは、小規模な事業所も多く、事務体制も含めた経営面のサポートが必要。
- 就労系サービス(就労継続支援A型等)については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面があり、障害者の生産活動の改善等を通じた安定的な経営、人材確保の支援が必要。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

<p>障害福祉人材確保・職場環境改善等事業</p> <p>処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対する支援</p> <p>※人件費に充てることが可能</p> <p>※処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施</p>	<p>介護テクノロジー導入・協働化等支援事業</p> <p>生産性向上・職場環境改善等に係る具体的なテクノロジーの導入への支援、経営等の協働化への支援、処遇改善加算の取得促進や人材確保対策等の事務体制のサポート支援</p>	<p>障害者就労施設の生産活動の経営改善等の支援</p> <p>就労系サービス(就労継続支援A型等)の経営改善に向けたノウハウの習得や、ICT機器等の導入による作業の効率化、専門家による助言等の支援</p>
--	---	---

④ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、福祉・介護職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業

○ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算(※1)を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費(※2)に充てるほか、福祉・介護職員等(※3)の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等(例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施)のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

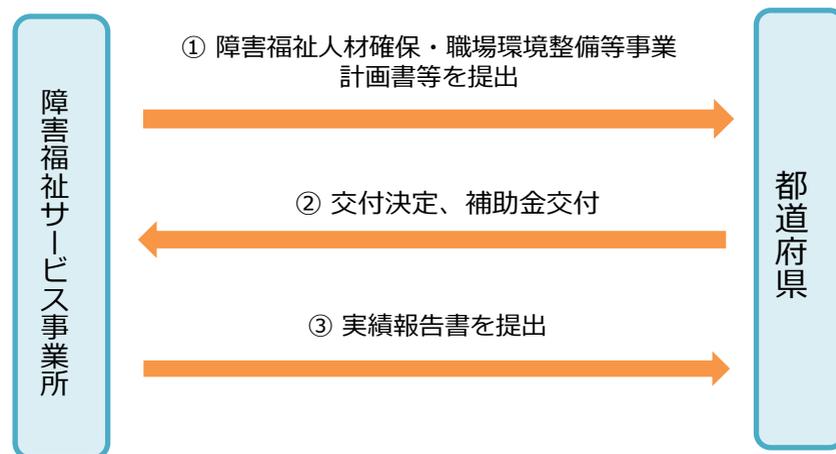
■ 支給対象

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

(2) 以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業

○ 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

○ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせる際の経費等を補助する。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【補助対象等】

○介護ロボット

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象

○ICT

- ①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。

○介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせる場合に必要経費
- ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費

○導入マニュアル・効果測定の実施

- ・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

【導入支援の対象施設・事業所】

- ・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
- ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)

【補助率】

1. 施設等に対する導入支援: 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 事業者1/4
2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会): 国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/2
3. 導入マニュアル作成及び効果測定: 定額補助(上限: 1,500万円)

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体

【事業スキーム】



障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業

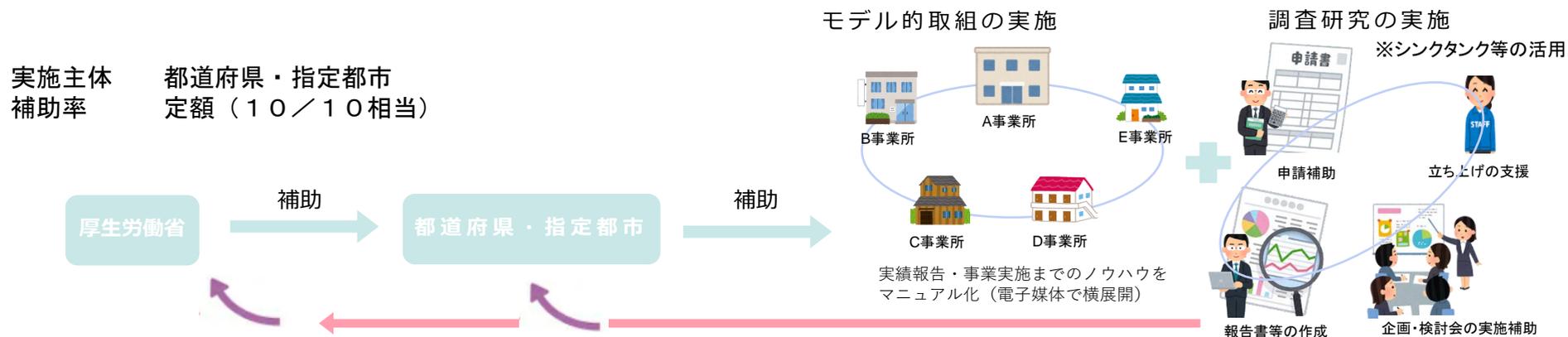
○ 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

○ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



障害福祉サービス事業所等サポート事業

○ 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

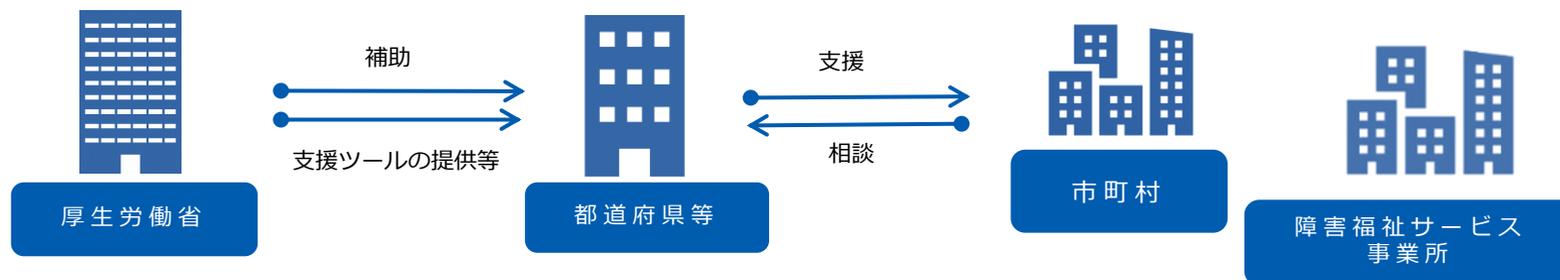
○ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：10/10



就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業

○ 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

○ 施策の概要

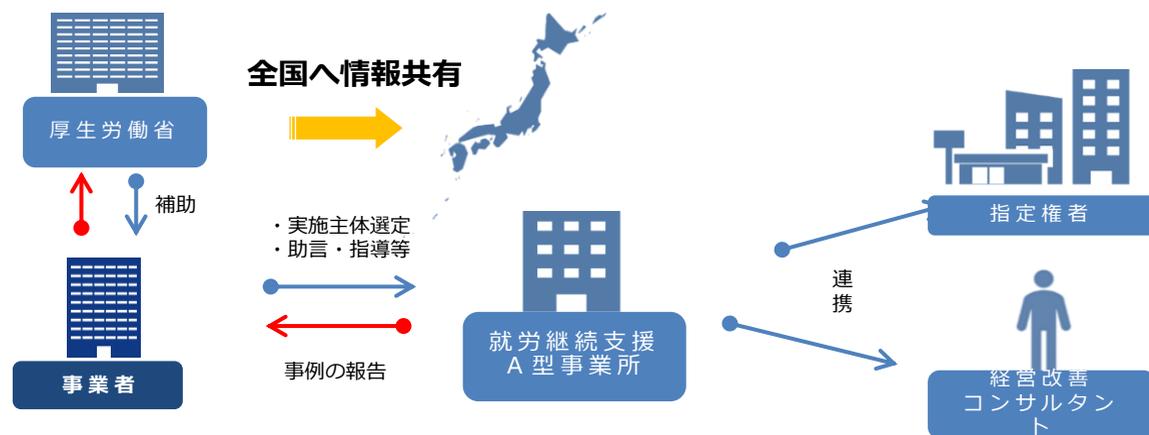
直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国10 / 10



障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業

○ 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

○ 施策の概要

障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。

- ・ 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体

負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業

○ 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

○ 施策の概要

障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。

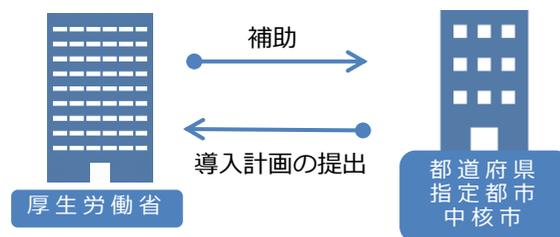
障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、

- ・事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
- ・事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

○ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市

負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



【主な施策】

(3) 障害保健福祉施策に関するDXの推進

① 施策の目的

国民健康保険中央会が保有する障害者自立支援給付審査支払等システムについて、審査機能の強化や制度改正等に伴う改修等に必要経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図る。

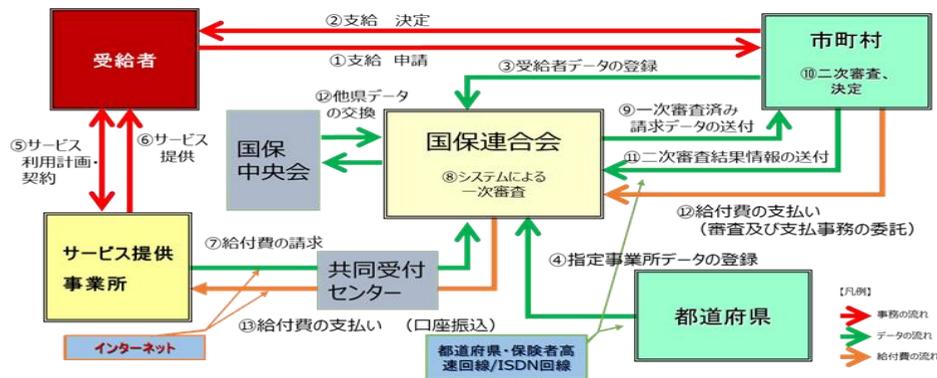
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

令和7年10月に施行となる就労選択支援や、令和8年4月施行の施設入所支援・地域移行等意向確認体制未整備減算に関するシステム改修に加え、令和6年度にオンプレミス環境からクラウド環境へ移行した後のクラウドシフトによるシステム更改を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

円滑な審査・支払業務を行うためには、制度改正までのシステム改修が必須である。また、クラウド環境へ移行することで、令和13年度の機器更改対応をクラウドネイティブ対応と想定した場合、削減効果が見込まれる。

施策名: 障害者自立支援給付審査支払等システム事業(自治体分)

① 施策の目的

本事業は、制度改正等に伴う自治体のシステム改修に必要な経費に対して補助を行うことにより、制度基盤の安定化及び適正な運営を図るもの。

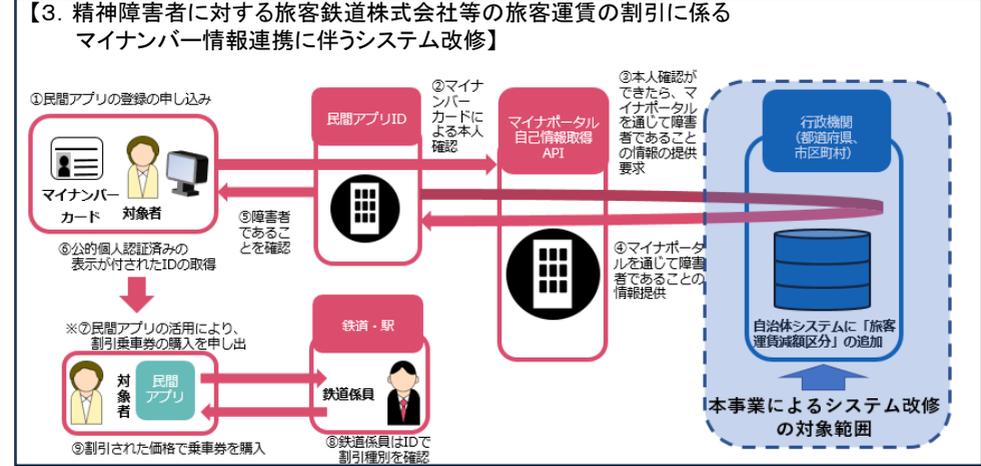
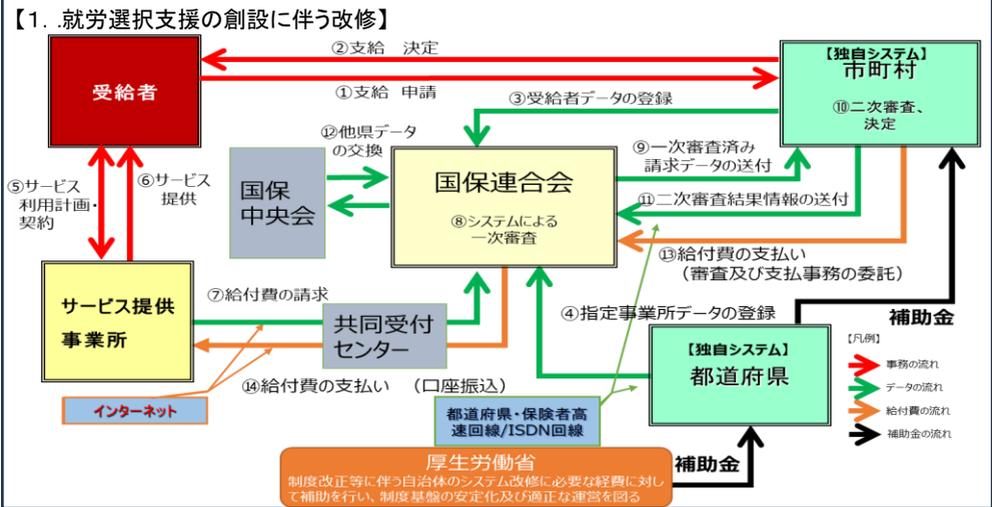
② 施策の概要

就労選択支援の創設や報酬請求システムのサービスコード修正に伴う所要の改修及び精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修が必要となり、これらに係る経費を要求するもの。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【2. 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修】

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードが、報酬告示の単位数とは異なる設定(※)となっており、請求・支払額が告示の単位数より過不足が生じているため、市町村の審査システムの改修を行う。

(※) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援のサービス提供時間が長時間の場合の報酬単位数に1~11単位の差あり

○令和7年6月目途に新サービスコードによる請求を開始し、同月分の報酬支払いと同時に過去分を調整予定。
(令和6年4月以降の調整額を国保連が計算し、対象事業所に事前通知)

(参考) 全国事業所への影響額の推計(概算)

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310事業所 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)
重度障害者等包括支援	6事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)

【対象・補助率】

- 就労選択支援の創設
 - 対象: 都道府県及び市町村
 - 補助率: 1/2
- 報酬請求システムのサービスコード修正に伴う改修
 - 対象: 市町村
 - 補助率: 1/2
- 精神障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引に係るマイナンバー情報連携に伴うシステム改修
 - 対象: 都道府県及び市町村
 - 補助率: 2/3

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本システムの改修を行うことで、職員の負荷軽減だけでなく、住民サービスへの時間に割り当てることが可能となるほか、精神障害者の移動及び社会参加をさらに促進する環境整備の役割を果たすことにつながる。

施策名：障害福祉関係データベース構築に関する事業費

① 施策の目的

改正障害者総合支援法等の施行により、令和5年4月より障害福祉データベースの本格運用が開始された。令和7年12月から、相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対してデータベースの情報を提供することを予定しており、そのためのシステム改修等を実施する。

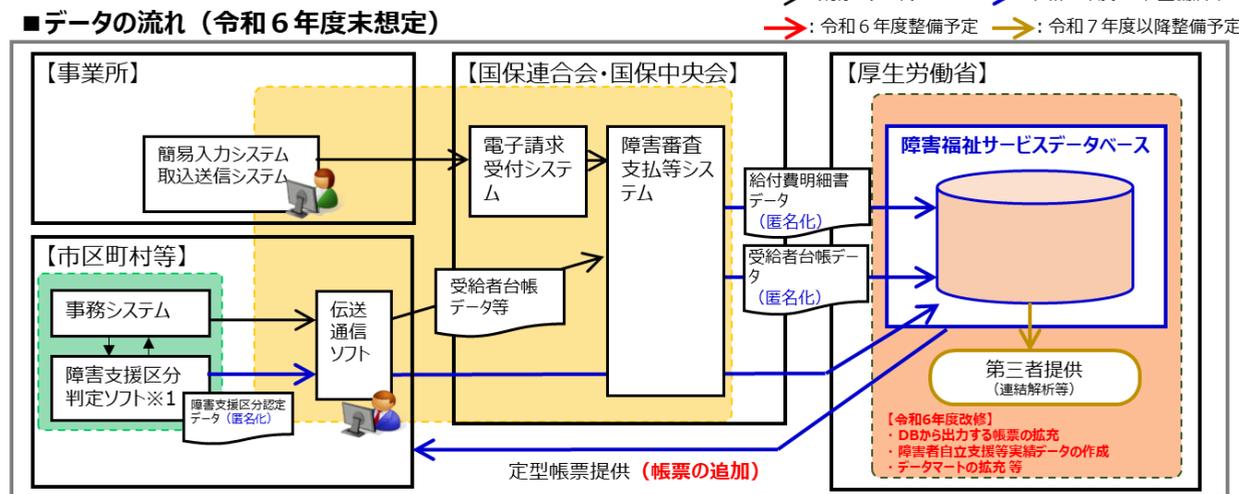
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

第三者提供に向けたデータ項目の加工処理の追加、受給者台帳等の受領データの退避処理等の機能改修を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和7年12月からの第三者提供に向けて、個人を特定できるような特異なデータや特殊データを加工する必要があるため、データ加工する仕組みを追加する。また、毎月、国保中央会より受領している受給者台帳を月次断面で保管しておき、受領時点のデータを基にした集計を可能とする。

施策名：障害者福祉システムの標準化に向けた標準仕様書改訂事業

① 施策の目的

令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国は、各自治体が令和7年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、環境を整備することとしている。

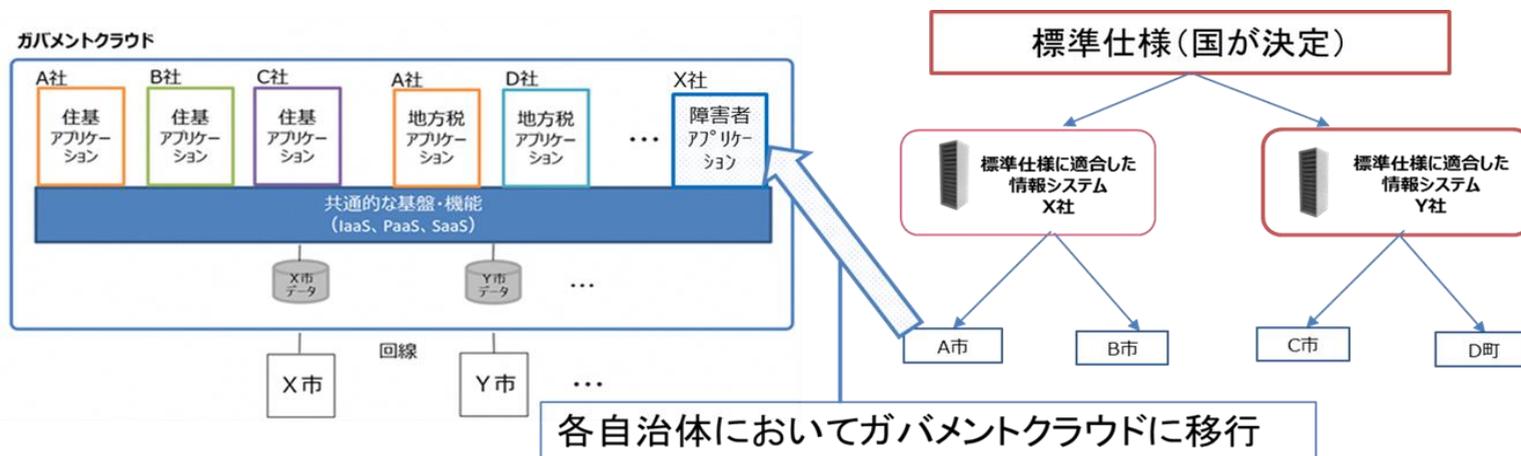
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

各自治体における障害福祉関係の業務プロセスやシステム標準化を行うため、課題や留意点等を踏まえつつ、各自治体やシステムベンダーの意見照会等を実施し、各種意見を反映の上、標準的な仕様書を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国が標準仕様を定め、それに準拠した情報システムを利用することにより、どの自治体のシステムも画一的なものとなり、国や他の自治体との情報共有が円滑になると共に、ベンダーロックインの解消によりシステム費用が安価となる。

施策名:事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化に向けた要件定義等委託事業

① 施策の目的

現在、各自治体において整備されている障害福祉サービス等の事業所台帳管理システムと、その他の自治体・事業者間の手続きに関するシステムの共通化に向け、実態調査や要件定義等を行う。

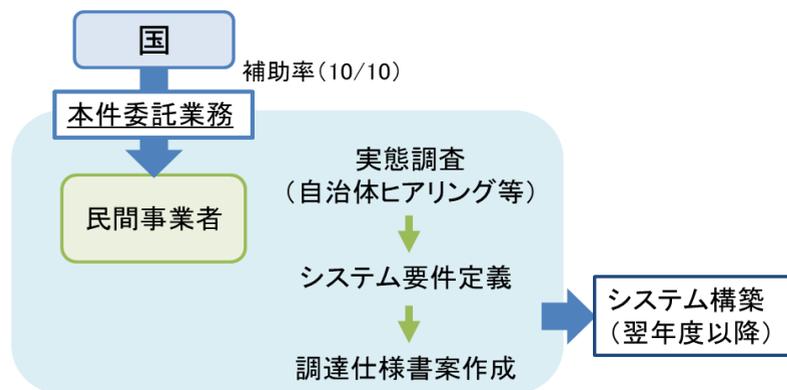
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

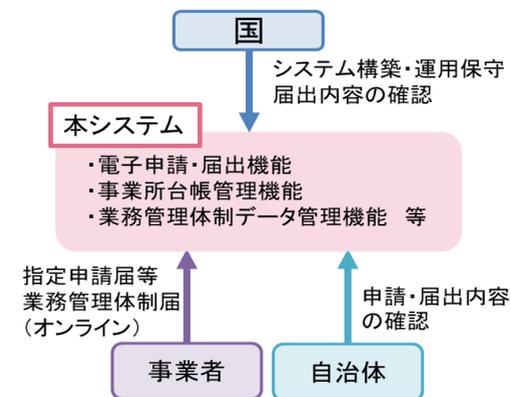
③ 施策の概要

令和6年9月24日の「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会(第1回)」において、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続きに関するシステム(事業所台帳管理システムを含む)」が共通化の対象候補案とされたことから、事業者・自治体間の障害福祉関係手続きの共通化について、地方自治体等への実態調査やシステムの要件定義等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



〈参考〉システム共通化構築イメージ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

共通化されたシステムが構築されることで、業務ごとにシステムを管理するよりも利便性が向上し、トータルコストを最小化できる可能性がある。本システムの構築に向け、実態調査等を踏まえシステム構築の対象範囲を決めて要件定義を行い、調達のための仕様書を作成する。

施策名：国立障害者リハビリテーションセンターのICT環境整備

① 施策の目的

国立障害者リハビリテーションセンターの各施設で利用しているシステムに関連するICT環境の整備等を実施することにより、行政のデジタル化を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

国立障害者リハビリテーションセンター各施設のICT環境の整備を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(参考) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

【事業内容】

- 学籍管理システムの更新
- 生理検査ファイリングシステムの更新
- 入所児童生活記録システム導入
- 端末、ソフトウェア、基幹スイッチ等更新

【所在地】 国立障害者リハビリテーションセンターを中心に全国6施設

- 国立障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）
- 国立光明寮（視力障害センター（函館市、神戸市、福岡市））
- 国立保養所（別府重度障害者センター（別府市））
- 国立福祉型障害児入所施設（秩父学園（所沢市））

【実施事業】 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の生活機能全体の維持・回復のため、先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供。

- リハビリテーションに関する企画立案及び情報収集・情報提供
- 総合的リハビリテーション医療の提供
- 高次脳機能障害及び発達障害に関する情報収集・調査
- 障害者の健康増進及び運動医科学支援
- 国際協力事業の実施
- リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- リハビリテーションに関する相談
- リハビリテーション専門職の養成・研修

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国立障害者リハビリテーションセンターの各施設で利用しているシステムに関連するICT環境の整備等を実施することにより、業務効率化を図るとともに、適切なサービス提供等が可能となる。

施策名：自立支援医療費助成制度上限額管理票オンライン化事業

① 施策の目的

- 自立支援医療の医療費助成制度において、自己負担上限額管理をオンラインで実現することを目的とする。

② 対策の柱との関係

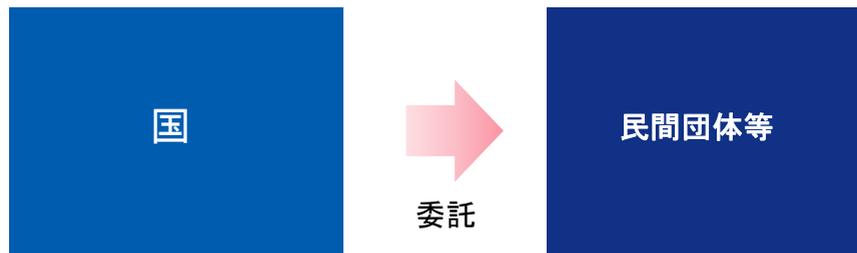
I	II	III
○		

③ 施策の概要

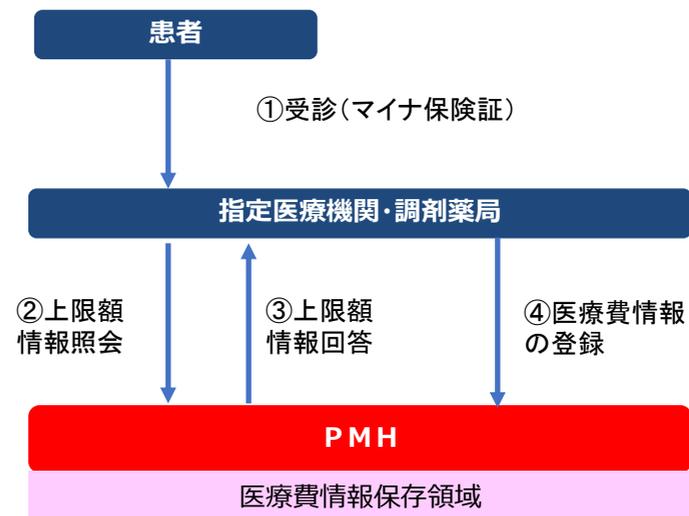
- 自己負担上限額管理のオンライン化に係る実証事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【予算執行の流れ】



【事業のイメージ図】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

従来の紙媒体の上限額管理票を保有する必要がなくなり、医療機関受診時の利便性が向上する。

施策名:精神保健指定医資格審査システム

① 施策の目的

- 精神保健指定資格審査システムと国家資格等情報連携・活用システム(以下、国家資格システム)を連携することにより、マイナンバーを利用しての情報連携が可能となり、申請者が各種申請の経由機関である都道府県・政令市を経由することなく、オンラインでの申請が可能となる。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

- デジタル社会の実現に向けた重点計画に沿って、精神保健指定資格審査システムと国家資格システムとの連携を実施する。
- 今年度については、基盤整備と一部手続きの実装を行ってきたところであるが、引き続き、残りの申請手続きについても、できるだけ速やかに実装する必要があるため。

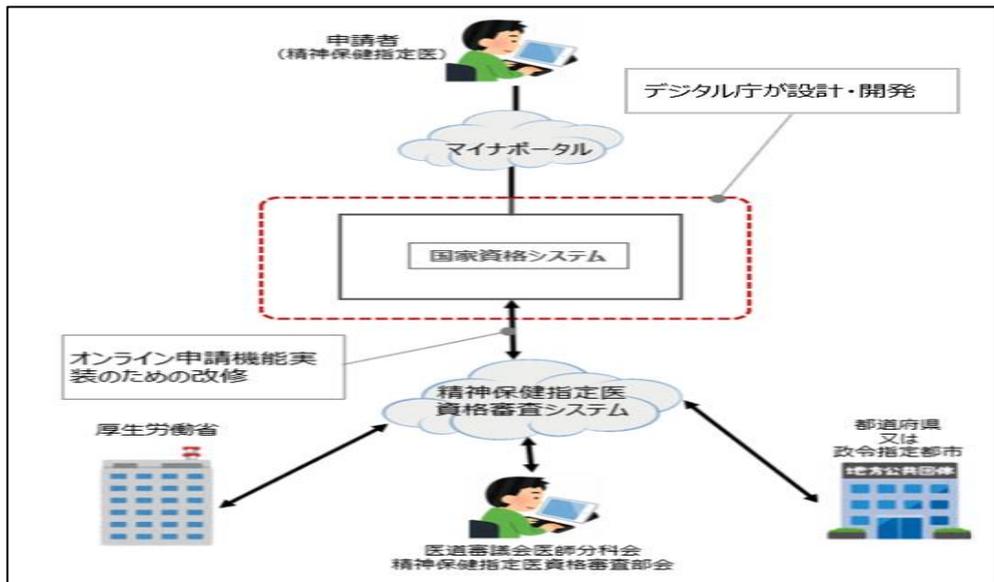
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

委託対象経費

- 精神保健指定医資格審査システムの改修に要する費用

実施主体

国(民間委託)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- オンライン申請の実現で書面での申請が削減されることにより、申請者の手続きの簡素化とペーパーレス化、さらに、都道府県・政令市の事務負担軽減と行政運営の効率化を図る。

① 施策の目的

- 「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部決定)等に基づき、行政手続きのオンライン化を推進する。

② 対策の柱との関係

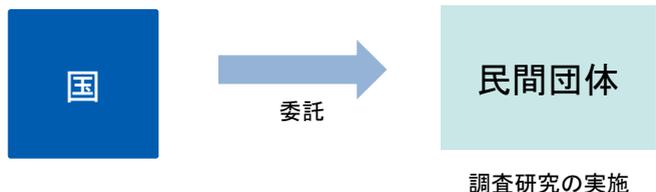
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 自立支援医療、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係る各申請手続きのオンライン化に向けた検討を進めるため、現状の事務処理スキームを踏まえたオンライン化手法、診断書を電子的に提出するための仕組み、市町村から都道府県への進達の電子化の方法等に関して、調査研究を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(調査研究の内容)



- ・ 現状の事務処理スキームを踏まえた実行可能性の検討
- ・ デジタル診断書を医療機関で作成する方法や格納方法の検討
- ・ 市町村から都道府県への進達の方法 等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 行政手続きをオンライン化することで、窓口や郵送での申請書類提出が不要になり、利便性が向上するとともに、郵送等のコストが低減する。

施策名: 障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等

① 施策の目的

新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえ、社会福祉施設における個人防護具の備蓄状況やその補充のために必要な状況の把握のため、災害時情報共有システムを改修する。

② 対策の柱との関係

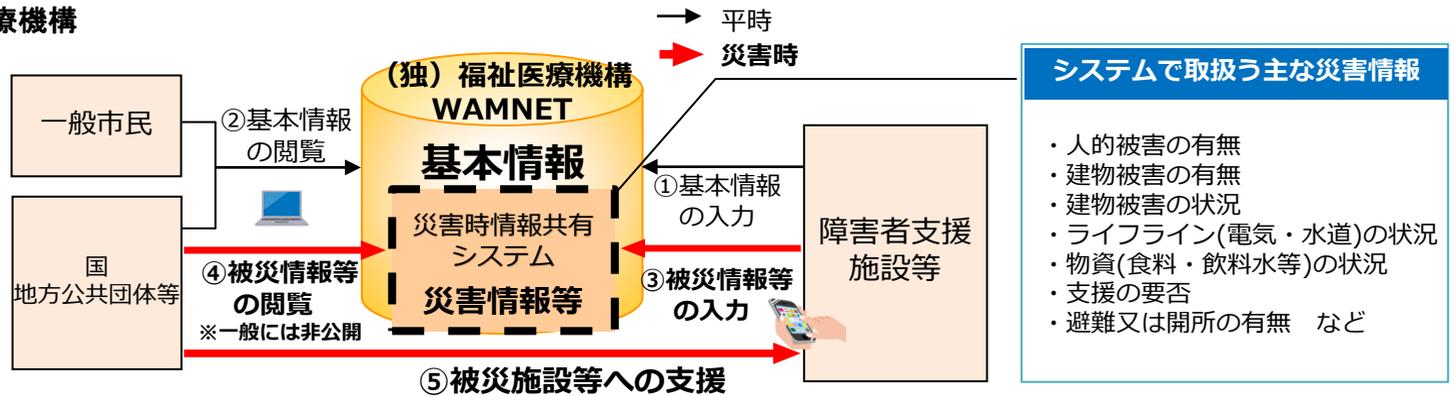
I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者支援施設等災害時情報共有システムの改修に要する経費を交付し、社会福祉施設における個人防護具の備蓄状況等やその補充のために必要な状況の把握のための項目をシステムに追加する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

交付先: 独立行政法人福祉医療機構
補助率: 定額



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

感染症危機が発生した際、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活・経済に及ぼす影響が最小となるよう、支援につなげることができる。

【主な施策】

- (4) 社会福祉施設等の耐災害性強化、
災害復旧への支援等

施策名: 国立障害者リハビリテーションセンターの支援体制整備

① 施策の目的

国立障害者リハビリテーションセンターの各種サービス提供に必要な機器更新等を行い、適切なサービス提供が可能となるよう、体制を整備する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

国立障害者リハビリテーションセンターで提供する各種サービスに必要な機器を更新する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

以下の機器更新を実施

- 点字プリンター等機器
- 動作解析装置
- 床反力計測装置
- CT装置
- ステラッド低温プラズマ滅菌システム
- 尿流用測定装置

(参考) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

【所在地】 国立障害者リハビリテーションセンターを中心に全国6施設

- 国立障害者リハビリテーションセンター(埼玉県所沢市)
- 国立光明寮(視力障害センター(函館市、神戸市、福岡市))
- 国立保養所(別府重度障害者センター(別府市))
- 国立福祉型障害児入所施設(秩父学園(所沢市))

【実施事業】 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の生活機能全体の維持・回復のため、先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供。

- リハビリテーションに関する企画立案及び情報収集・情報提供
- 総合的リハビリテーション医療の提供
- 高次脳機能障害及び発達障害に関する情報収集・調査
- 障害者の健康増進及び運動医科学支援
- 国際協力事業の実施
- リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- リハビリテーションに関する相談
- リハビリテーション専門職の養成・研修

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国立障害者リハビリテーションセンターの各種サービス提供に必要な機器更新等を行うことにより、施設利用者への適切なサービス提供が可能となる。

施策名:国立障害者リハビリテーションセンター防災、減災対策事業

① 施策の目的

国立障害者リハビリテーションセンター各施設の老朽化した設備について、更新等工事を実施することにより、防災・減災対策を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

国立障害者リハビリテーションセンター各施設の老朽化した設備について、更新等工事を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

- 機能訓練棟EV工事 (所沢)
- 各棟照明設備LED化工事 (神戸)
- 中央監視装置及び空調設備改修工事
【設計】 (福岡)
- 利用者居室空調設備更新等工事 (別府)
- 東棟給水設備更新工事 (秩父)

(参考) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

【所在地】 国立障害者リハビリテーションセンターを中心に全国6施設

- 国立障害者リハビリテーションセンター (埼玉県所沢市)
- 国立光明寮(視力障害センター(函館市、神戸市、福岡市))
- 国立保養所 (別府重度障害者センター (別府市))
- 国立福祉型障害児入所施設 (秩父学園 (所沢市))

【実施事業】 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の生活機能全体の維持・回復のため、先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供。

- リハビリテーションに関する企画立案及び情報収集・情報提供
- 総合的リハビリテーション医療の提供
- 高次脳機能障害及び発達障害に関する情報収集・調査
- 障害者の健康増進及び運動医科学支援
- 国際協力事業の実施
- リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- リハビリテーションに関する相談
- リハビリテーション専門職の養成・研修

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国立障害者リハビリテーションセンター各施設の老朽化した設備について、更新等工事を実施することにより、防災、減災対策を推進するとともに、利用者等の安心・安全の確保を図る。

施策名:独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園防災、減災対策事業

① 施策の目的

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の老朽化した設備等について、更新等工事を実施することにより、防災、減災対策を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の老朽化した設備等の更新等工事を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

- 寮舎屋根防水等工事
- 火災報知器受信機本体更新工事

(参考) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の概要

- 【所在地】 群馬県高崎市寺尾町2120-2
- 【実施事業】 知的障害者の福祉の向上を図るため以下の事業を実施
- 重度の知的障害者に対する自立のための総合施設の設置・運営
 - 知的障害者の自立と社会参加に関する調査、研究及び情報提供
 - 知的障害者の支援業務に従事する者の要請及び研修
 - 障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言
 - 上記に付帯する業務(診療所、グループホーム、児童発達支援センター、放課後等デイサービスなど)

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の老朽化した設備等について、更新等工事を実施することにより、防災、減災対策を推進するとともに、利用者等の安心・安全の確保を図る。

施策名:心身障害児総合医療療育センター防災、減災対策事業

① 施策の目的

心身障害児総合医療療育センターの老朽化した厨房設備等について、改修等工事を実施することにより、防災、減災対策を推進する。(国が直接実施)

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

心身障害児総合医療療育センターの老朽化した厨房設備等の改修等工事を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

○ 厨房床改修等工事

(参考) 心身障害児総合医療療育センターの概要

- 【設置主体】 国 (敷地及び建物は国有財産)
- 【運営主体】 社会福祉法人日本肢体不自由児協会
- 【所在地】 東京都板橋区小茂根1-1-10
- 【実施事業】 心身障害児の周辺医療(合併症)を行う病院の運営並びに相談・判定・指導事業を総合的に実施するため以下の事業を実施
 - 各種障害の早期からの診断・治療や療育指導を行う「外来療育部門」
 - 医療型障害児入所施設「整肢療護園」(旧 肢体不自由児施設)
 - 医療型障害児入所施設「むらさき愛育園」(旧 重症心身障害児施設)
 - 専門職員に対する研修や調査研究を行う「研修・研究部門」
 - 児童発達支援事業及び短期入所事業

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

心身障害児総合医療療育センターの老朽化した厨房設備等について、改修等工事を実施することにより、防災、減災対策を推進するとともに、利用者等の安心・安全の確保を図る。

施策名:全国障害者総合福祉センター防災、減災対策事業

① 施策の目的

全国障害者総合福祉センターの設備について、更新等工事を実施することにより、防災・減災対策を推進する。(国が直接実施)

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

全国障害者総合福祉センターの老朽化した設備について、更新等工事を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

- 体育館照明LED化工事

(参考) 全国障害者総合福祉センターの概要

【設置主体】 国 (敷地及び建物は国有財産)
【運営主体】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会
【所在地】 東京都新宿区戸山1-22-1
【実施事業】 障害者の自立更生と福祉の増進を図るため、研修事業等を実施

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

全国障害者総合福祉センターの設備について、更新等工事を実施することにより、防災、減災対策を推進するとともに、施設利用者等の安心・安全の確保を図る。

施策名:国連・障害者の十年記念施設の中央監視盤等の機器更新等

① 施策の目的

国連・障害者の十年記念施設(ビッグ・アイ)について、大規模災害時の後方支援機能等、期待される役割が果たせるよう、中央監視盤等の更新等を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

国連・障害者の十年記念施設(ビッグ・アイ)は、竣工から20年以上経過しており、経年劣化等により不具合が生じている設備があることから、中央監視盤等の設備を更新することにより、大規模災害時の後方支援機能等のビッグ・アイが担う役割を引き続き果たすことで、国民の安全・安心の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)の概要

- ・所在地 大阪府
- ・施設規模 地下1階地上3階建(敷地面積 7,901㎡、延床面積 11,917㎡)
- ・主な設備 多目的ホール(客席最大約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席最大約300席))
 大・中・小研修室、バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)、
 宿泊室(35室)、レストラン、駐車場
- ・設置主体 国(土地は大阪府所有地の貸与を受けている。)
- ・運営主体 ビッグ・アイ共働機構に委託(公募により選定)
- ・開設年月日 平成13年9月18日

	項目	金額
1	中央監視盤等の更新	108百万円
2	非常文字表示装置の更新	41百万円
3	屋上トップライトの更新	41百万円
4	多目的ホールの自動扉改修工事	9百万円
5	館内照明のLED化改修工事	26百万円

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

設備等の更新を5件実施

施策名:被災者へのこころのケアの充実を図るための支援

① 施策の目的

・令和6年1月の能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨による被災者等への心のケアについて、仮設住宅や避難所等への訪問支援等の充実を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

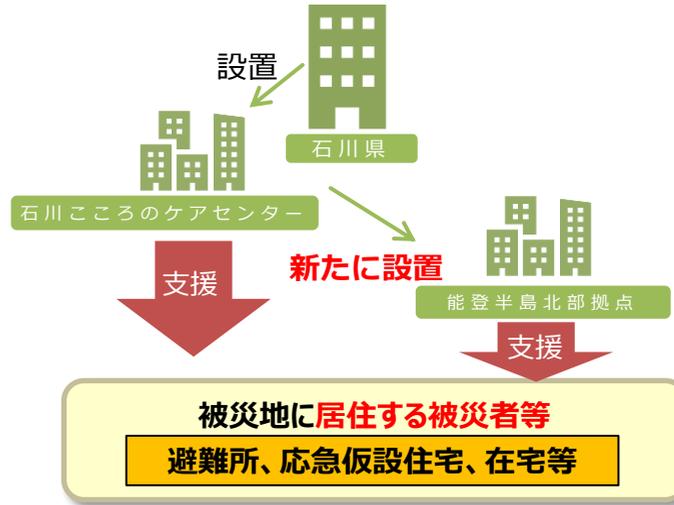
③ 施策の概要

・能登半島北部に新たに拠点を設置し、被災者等が居住する仮設住宅等への訪問支援等の充実を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

➢実施主体:石川県

➢補助率:10/10



➢事業内容

- (1) 拠点の設置
被災者への訪問支援等の充実を図るため、能登半島北部地域への拠点設置
- (2) 被災者等への相談支援
拠点を中心に、避難所等への訪問支援や支援者支援等の実施
- (3) こころの健康に関する普及啓発
仮設住宅等でのこころのケアに係る普及啓発の実施
- (4) 関係機関とのネットワーク形成
市町や関係機関との連携を図るための情報交換等の実施

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年1月に発生した能登半島地震に加え、9月の石川県における大雨により、被災地において、PTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加しており、特に大雨での被害が甚大な輪島市等の能登半島北部の被災地への精神保健福祉体制の強化を図るため、新たに能登半島北部地域に拠点を設けて被災者等の心のケアを充実させる。

施策名:心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備事業

① 施策の目的

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関について、防災・減災の観点から、速やかに各種設備等の施設整備を実施する必要があるため。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の医療観察法病棟について、防災・減災の観点から、必要な施設整備を実施する。

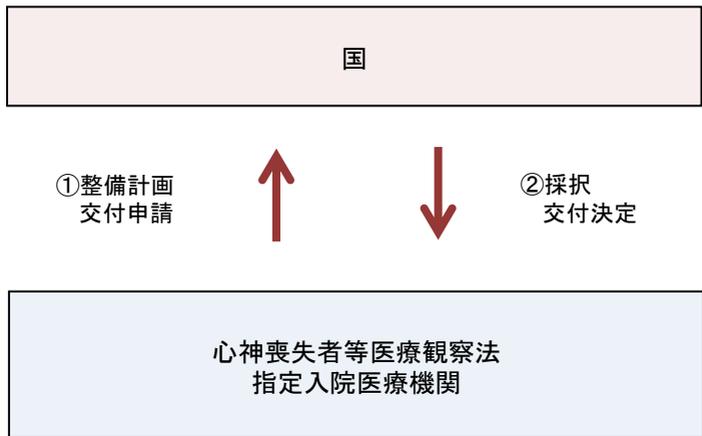
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

医療観察病棟の大規模修繕等の施設整備に要する費用

実施主体

独立行政法人国立病院機構等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の修繕等に係る施設整備に要する費用を補助し、防災・減災対策を推進する。

施策名:社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等における耐震化整備等支援事業)

令和6年度補正予算案 77億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3035)

① 施策の目的

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)等を踏まえ、障害者支援施設等の利用者等の安全を守るため、防災・減災対策に関する施設整備を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者支援施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

耐震化整備、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等改修、浸水被害等に備えた改修等に要する費用

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者支援施設等の耐震化整備等を支援し、防災・減災、国土強靱化を推進する。

① 施策の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図る。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行支援をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助率

国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

実施主体

都道府県、指定都市、中核市



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

自治体の整備計画に基づくグループホーム等の整備を推進することで、障害者の社会参加や地域移行を推進し、障害者の福祉の向上が図られる。

施策名: 障害者支援施設等の災害復旧(施設整備)事業

① 施策の目的

災害により被害を受けた障害者支援施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

災害により被害を受けた障害者支援施設等の復旧に要する費用

実施主体

都道府県、指定都市、中核市

補助率

- ①直接補助の場合 国 1/2、都道府県 1/2
- ②間接補助の場合 国 1/2、都道府県 1/4、設置主体 1/4

※ 激甚法の対象施設(公立施設の一部)については、被害状況に応じて負担割合が決定される。

現行の補助金執行の流れ



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた各施設を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、被災地の復旧・復興を加速させ、国民生活の安全・安心に貢献する。

施策名:障害者支援施設等の災害復旧(設備整備)事業

① 施策の目的

災害により被害を受けた社会福祉施設等について、早期の復旧を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

災害により被害を受けた障害者支援施設等の速やかな復旧を図るため、障害者支援施設等における災害復旧事業に要する費用の一部について、財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

災害により被害を受けた障害者支援施設等の復旧に要する費用

実施主体

都道府県、指定都市、中核市

補助率・補助単価

定額 (10/10)

開設準備経費	1,000千円以内
災害復旧設備費	5,000千円以内
災害復旧大規模生産設備費	16,300千円以内



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

災害により被害を受けた障害者支援施設等を早期に復旧するための財政支援を行うことにより、施設利用者等に対する安全・安心なサービス提供の継続を確保する。

施策名:被災地域における障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置

① 施策の目的

障害者総合支援法における障害福祉サービス等に係る利用者負担額については、市町村の判断で、災害その他の事情により、利用者が負担することが困難であると認めた場合には、現行法においてその利用者負担額を減免することができる。

能登地域における自然災害の被害が甚大であることから、特例として、市町村が利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行うことにより、障害者が適切なサービス提供を受けられる環境整備を図ることを目的とする。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

市町村において、障害者総合支援法に基づく以下のサービスに係る利用者負担の免除を行った場合に、国がその負担相当額の財政支援を行う。

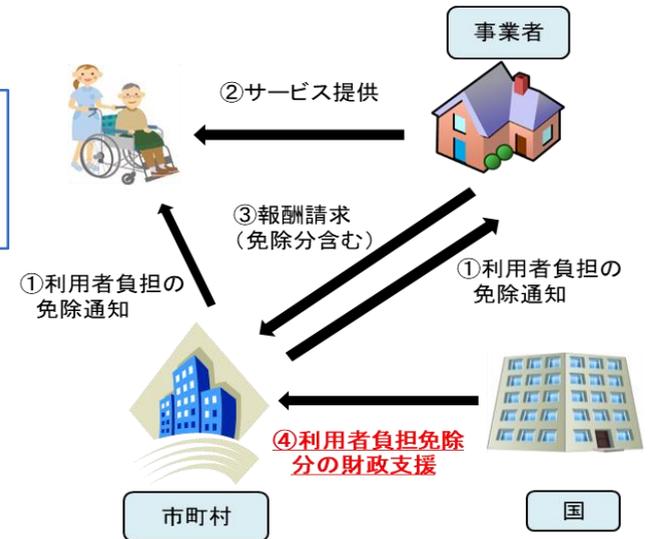
対象サービス:介護給付費・訓練等給付費・補装具費・やむを得ない事由による措置費

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象利用者:能登地域における災害救助法適用地域の利用者

実施主体:上記の対象者に対して利用者負担免除を実施する市町村

補助率:国(10/10)



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災により利用料の負担が困難となった障害者が適切なサービス提供を受けられる環境の整備を図る。

【主な施策】

(5) 就労選択支援員養成研修等の実施

施策名: 就労選択支援員養成研修等の実施

① 施策の目的

- 令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

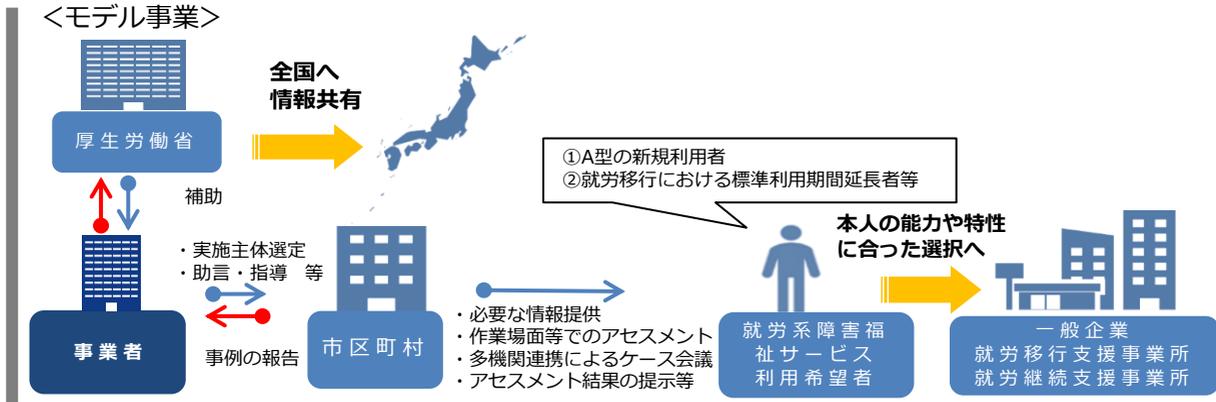
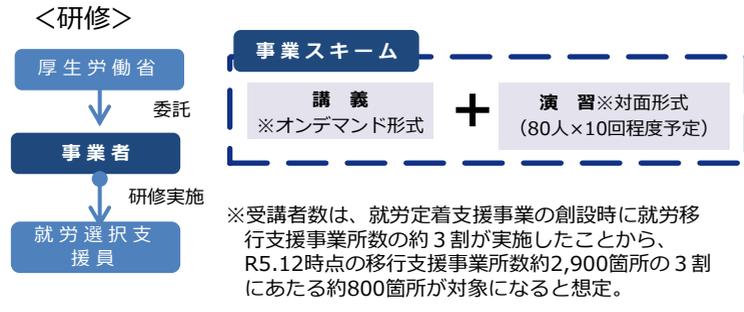
③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 国 (民間団体に委託)

負担割合 : 国 10 / 10



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

【その他施策】

施策名:教育と福祉の連携を促進する要因調査と連携促進ツールの検討事業

① 施策の目的

発達障害をはじめ障害のある子どもたちへの支援について、人材育成や連携促進に資するコンテンツを作成・普及することにより、全国における支援や行政分野を超えた切れ目ない連携を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

発達障害をはじめとした障害のある子どもたちへの支援者の人材育成や連携の場について、具体的な人材育成に係る研修コンテンツや連携促進ツールを作成、その普及啓発を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(参考) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

【事業内容】

- 研修コンテンツ(動画)作成
- 検討会の開催
- 普及啓発の実施

【所在地】 国立障害者リハビリテーションセンターを中心に全国6施設

- 国立障害者リハビリテーションセンター(埼玉県所沢市)
- 国立光明寮(視力障害センター(函館市、神戸市、福岡市))
- 国立保養所(別府重度障害者センター(別府市))
- 国立福祉型障害児入所施設(秩父学園(所沢市))

【実施事業】 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の生活機能全体の維持・回復のため、先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供。

- リハビリテーションに関する企画立案及び情報収集・情報提供
- 総合的リハビリテーション医療の提供
- 高次脳機能障害及び発達障害に関する情報収集・調査
- 障害者の健康増進及び運動医科学支援
- 国際協力事業の実施
- リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- リハビリテーションに関する相談
- リハビリテーション専門職の養成・研修

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

発達障害をはじめ障害のある子どもたちへの支援について、人材育成や連携促進に資するコンテンツを作成・普及することにより、全国における支援の均てん化を図り、サービスの質の向上に寄与する。

施策名:最先端の支援機器を活用した重度障害者の自立と社会参加の促進

① 施策の目的

大阪・関西万博の展示に必要な出展準備及び広報印刷物の作成等を行うことで、重度障害者の社会活動への一層の理解を促進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

大阪・関西万博の展示に必要な出展準備及び広報印刷物の作成等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(参考) 国立障害者リハビリテーションセンターの概要

【事業内容】

- 会場施工準備
- 広報印刷物の作成

【所在地】 国立障害者リハビリテーションセンターを中心に全国6施設

- 国立障害者リハビリテーションセンター (埼玉県所沢市)
- 国立光明寮(視力障害センター(函館市、神戸市、福岡市))
- 国立保養所 (別府重度障害者センター(別府市))
- 国立福祉型障害児入所施設(秩父学園(所沢市))

【実施事業】 障害者リハビリテーションの中核機関として、障害者の自立及び社会参加を支援し、障害者の生活機能全体の維持・回復のため、先進的・総合的な保健・医療・福祉サービスを提供。

- リハビリテーションに関する企画立案及び情報収集・情報提供
- 総合的リハビリテーション医療の提供
- 高次脳機能障害及び発達障害に関する情報収集・調査
- 障害者の健康増進及び運動医科学支援
- 国際協力事業の実施
- リハビリテーション技術・福祉機器の研究開発
- リハビリテーションに関する相談
- リハビリテーション専門職の養成・研修

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

2025年に開催する大阪・関西万博において、重度障害者の社会活動への理解を促進するための、効果的かつ計画的な企画・展示を行う。

施策名：障害者自立支援機器等開発促進事業(実証・普及支援モデル事業)

① 施策の目的

障害者等が就労する企業等において自立支援機器を活用することで、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉えた支援機器の開発を支援するとともに、検証結果に基づく好事例を広く普及啓発することにより障害者の就労を促進することを目的とする。

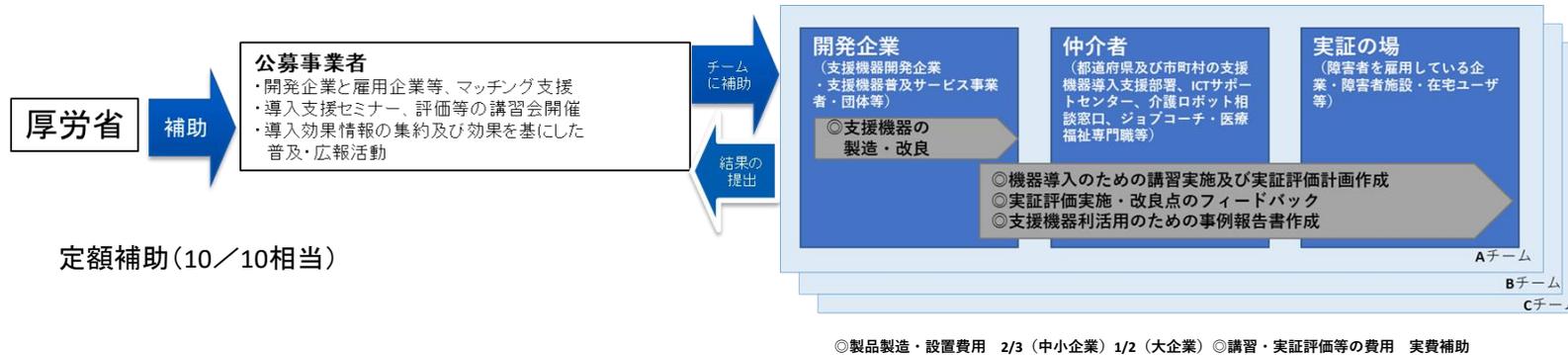
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害者を雇用している企業等において実際に支援機器を使用し、その効果(試用効果及び改良の示唆)について実証を行うとともに、自立支援機器の普及・広報活動を行う事業に対して支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉えた支援機器がより多く開発され、支援機器の活用を通じた障害に応じた職場環境の支援・改善に関する好事例を普及することにより、障害者の就労が促進される。

施策名: 依存症に係る医療の充実等を図るための支援

① 施策の目的

アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル等依存症及びゲームに関連する問題など、依存症の実態解明や地域の現状・課題に関する調査研究を実施し、社会情勢等の変化にも対応した依存症対策を推進することを目的とする。

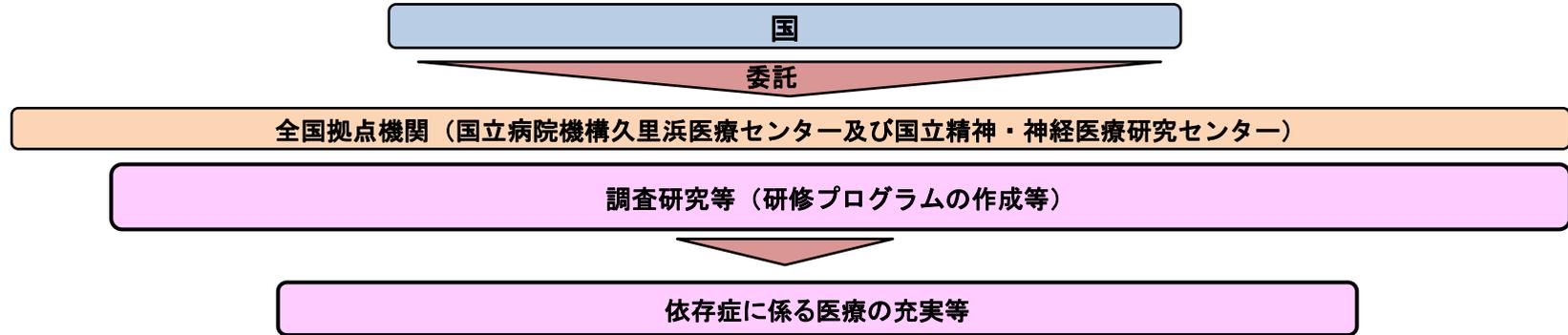
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

・ 依存症患者の治療のため、調査研究を通じて依存症に係る医療の充実等を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

依存症の特性として、本人は病気が進行しても自認しにくく、自ら専門治療等に結びつきにくいと言われており、適切な治療につながっていない。このトリートメントギャップを解消するため医療の充実等を図る。

施策名: 特別支援学校卒業後における生活介護利用モデルの作成事業

① 施策の目的

重症心身障害のある方が特別支援学校卒業後に利用する生活介護において、生涯学習の機会をサービス提供の中で提供することで、重度の障害のある方の生活能力の向上と共生社会の実現を図る。

② 対策の柱との関係

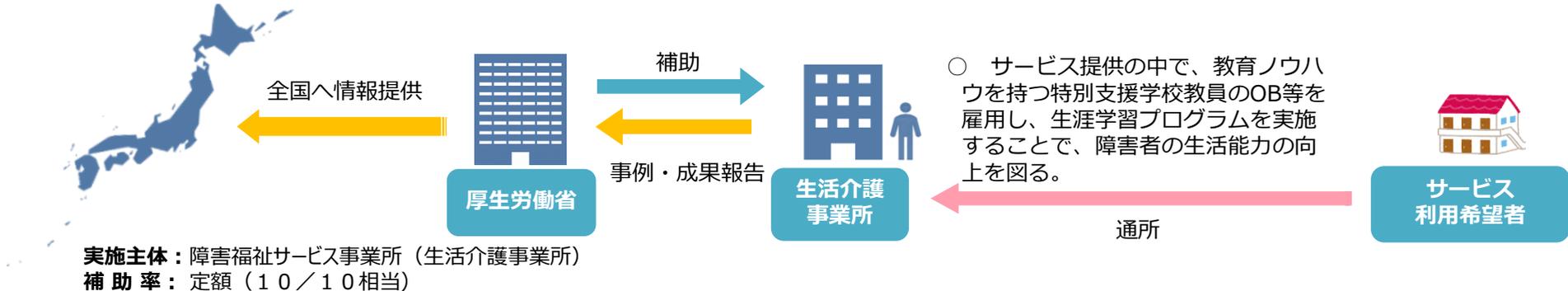
I	II	III
		○

③ 施策の概要

18歳を境にして、特別支援学級、特別支援学校といった学びの場が終了し、重度の障害のある方は、日中活動の場として生活介護を利用する方が多い状況であるが、現在、生活介護の中では、学習の機会の場を提供しているケースはほとんどないため、関係者からは生活介護においても生涯学習の機会が求められている。

このため、生活介護において、特別支援学校教員OB等の雇用やICT機器の導入等により、生涯学習を実施するモデル事業を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

重度の障害のある方も特別支援学校卒業後も生涯学習の場が広がり、生活能力の向上や共生社会の実現に資する。

施策名: 障害福祉サービス事業所等における生活向上のための環境改善事業

① 施策の目的

障害者支援施設における障害者の生活向上のための環境改善を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

障害福祉サービス事業所等において、障害者の環境改善に資することを目的とした空調設備を設置するための財政支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

補助対象経費

冷暖房設備が設置されていない障害者支援施設において、障害者の生活向上のために、冷暖房設備を設置するための改修等に要する費用

補助率

国 1/2、都道府県 1/4、設置主体 1/4

実施主体

北海道、札幌市、旭川市、函館市

対象施設

障害者支援施設



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者の生命・安全を守るための対策を推進し、国民生活の安心・安全に貢献する。

施策名: 障害福祉分野における相談支援体制等強化事業

① 施策の目的

障害福祉分野における相談支援専門員、サービス管理責任者(または児童発達支援管理責任者)の人材不足は喫緊の課題であり、国及び各都道府県における人材養成の強化等の取組を緊急に実施するなど人材確保を図ることにより、障害児者やその家族等に対する相談支援体制の整備を図る。

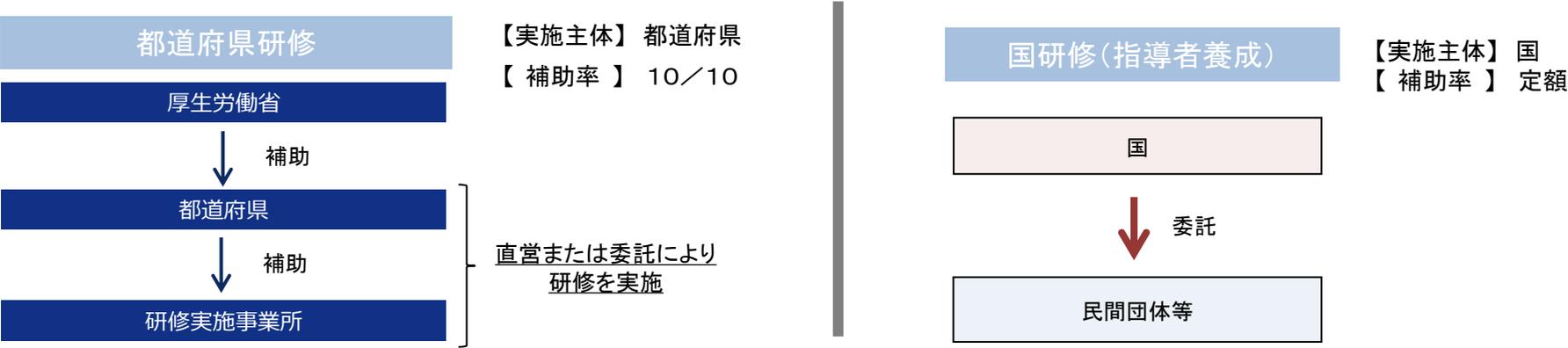
② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

都道府県が実施主体である相談支援従事者養成研修及びサービス管理責任者養成研修等について、緊急に研修体制を強化するための費用を補助するとともに、国が実施する指導者養成研修(都道府県における研修の企画立案・運営の中心的な役割を担う指導者を対象)の拡充を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

国と都道府県が一体となって質の高い人材を養成することにより、地域における専門人材の確保と事業所の質の向上を図り、障害児者(またはその家族)の安心した地域生活、自立や社会参加の促進につながる。また、のぞまないセルフプランの解消に資するものである。

施策名:強度行動障害者支援のための中核的人材養成研修事業

① 施策の目的

強度行動障害を有する児者に対してチームで支援を実施する上で適切なマネジメントを行う中核的人材の養成研修等を計画的に実施することで、障害者の地域移行へ向けた切れ目ない支援を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

強度行動障害者支援について専門性の高い中核的人材を養成するとともに、令和9年度から全国の都道府県で中核的人材養成が開始できるよう、研修指導者の養成及び研修指導者が活用する教材の開発等を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体:独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 ※令和6年こども家庭庁・厚生労働省告示第3号附則第7条の規定に基づき実施



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

強度行動障害者支援について専門性の高い人材を育成し、地域の支援体制の充実を図ることで、全国各地域で強度行動障害を有する者が安心して生活できる環境を整備するとともに、各都道府県における人材養成の体制整備に資する。

施策名：農福連携プラス推進モデル事業

① 施策の目的

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる。

② 対策の柱との関係

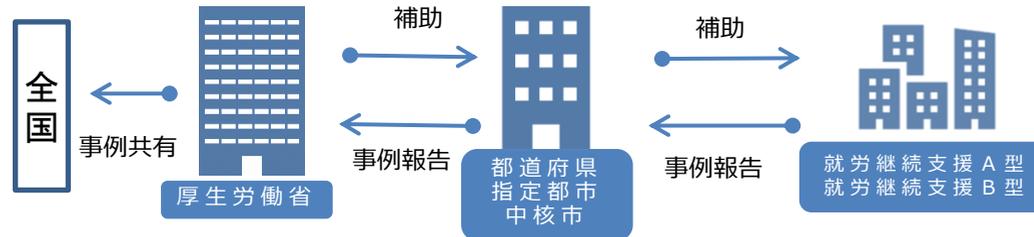
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、農福連携等に取り組む障害者就労施設に対して、マッチング、立ち上げ支援(機器等導入・初期運用支援)に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一気通貫したモデル事業を行う。
- モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農業以外の分野も含めた障害者の就労支援の取組を推進する。
- ※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体
負担割合 : 国 10 / 10



【補助内容】

林業、漁業等とのマッチングに係る費用
機器等導入や初期運用支援など立ち上げ支援に係る費用

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等の一括的な支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野においても農福連携の取組を広げる。

施策名：結婚、出産、子育てを含めた障害者の希望する生活の実現に向けた周知広報事業

① 施策の目的

結婚、出産、子育てを含めた障害者の希望する生活の実現に向けて、自治体、支援者、障害当事者の方に、必要な支援策や事例の周知徹底を図る必要があることから、わかりやすい広報媒体を作成するとともに、周知の機会を設ける。

② 対策の柱との関係

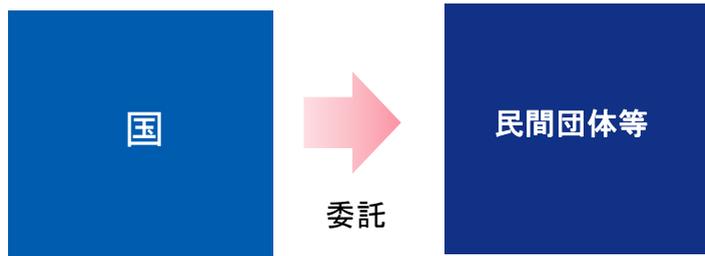
I	II	III
		○

③ 施策の概要

厚生労働省において令和6年6月に作成した「障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援取組事例集」について、自治体や事業者、支援者等向けの解説動画及び当該事例集の内容が伝わりやすいリーフレットを作成するとともに、周知広報を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

①解説動画及びリーフレットの作成



②研修・フォーラムでの動画配信等の実施



⑤ 対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和6年度中に事例集の解説動画及びリーフレットを作成し、自治体、事業者、支援者や障害当事者に周知することで、結婚、出産、子育てを含めた障害者の希望する生活の実現に向けた支援につなげる。